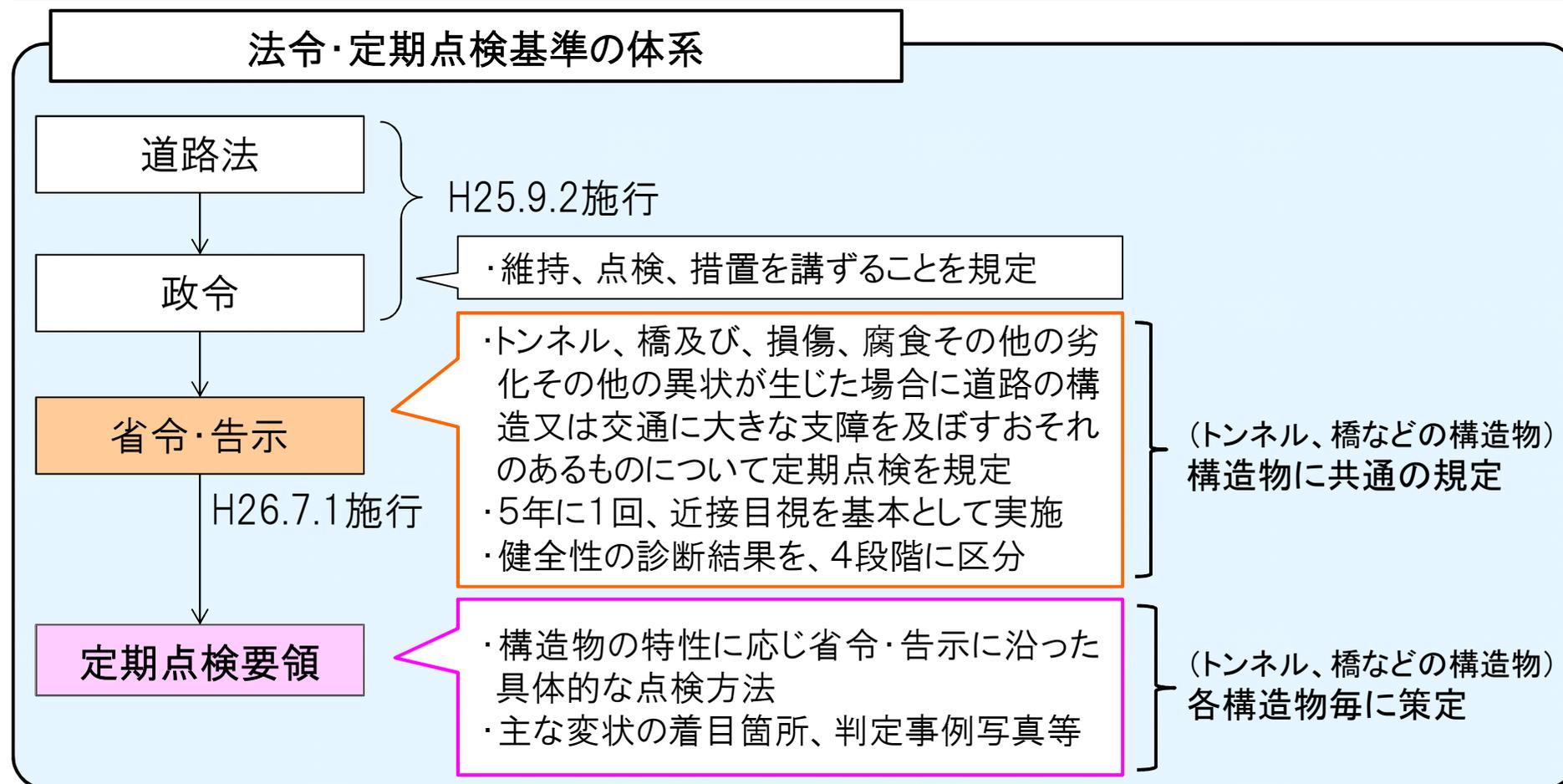


跨線橋の点検及び修繕の計画的実施 に関する省令・通達の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

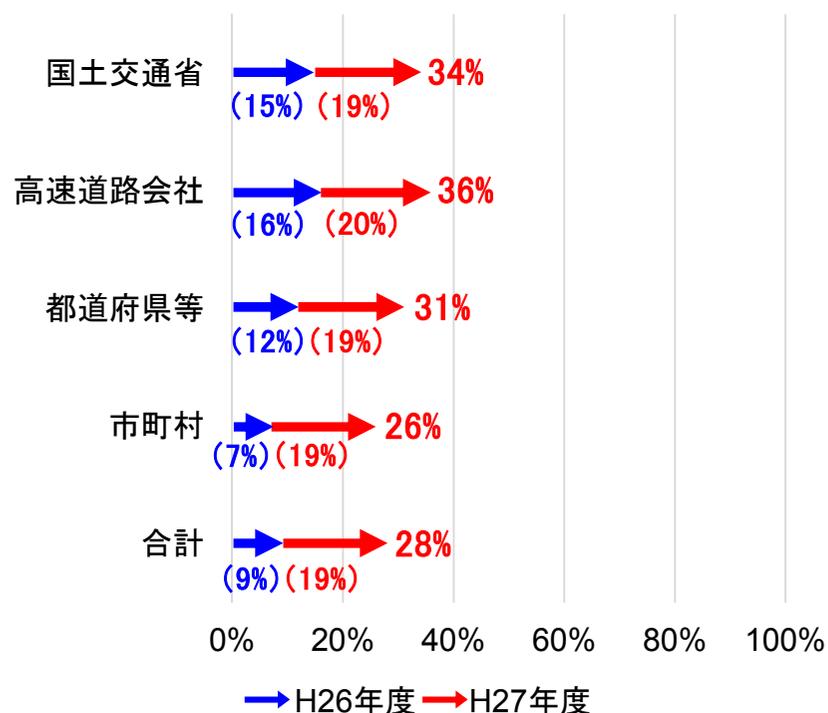
- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



平成26・27年度橋梁点検結果(道路管理者別)

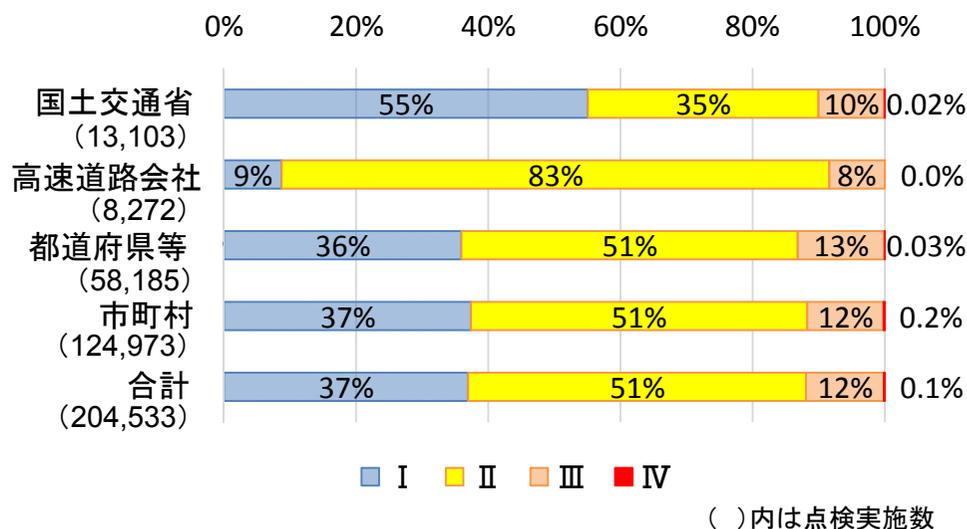
- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約28%、トンネル約29%、道路附属物等 約37%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

点検実施率



()内は各年度の点検実施率
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果

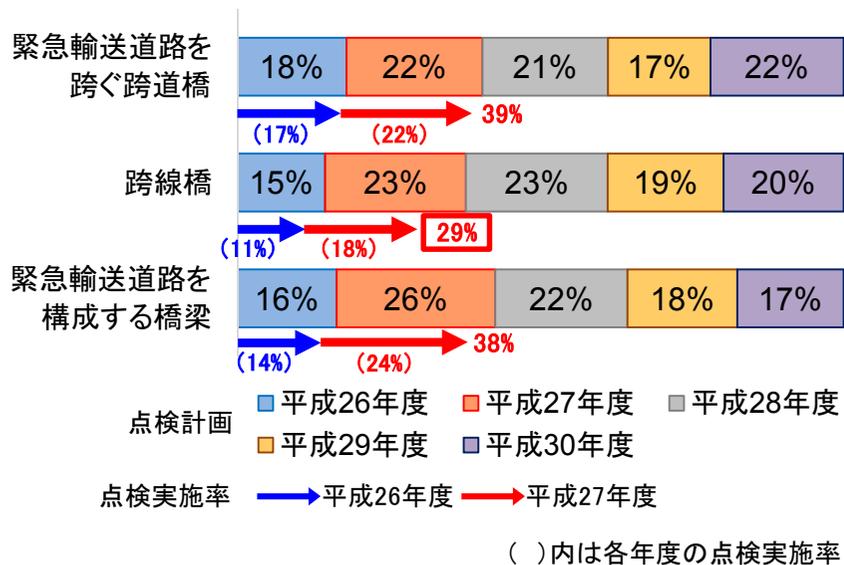


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26・27年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

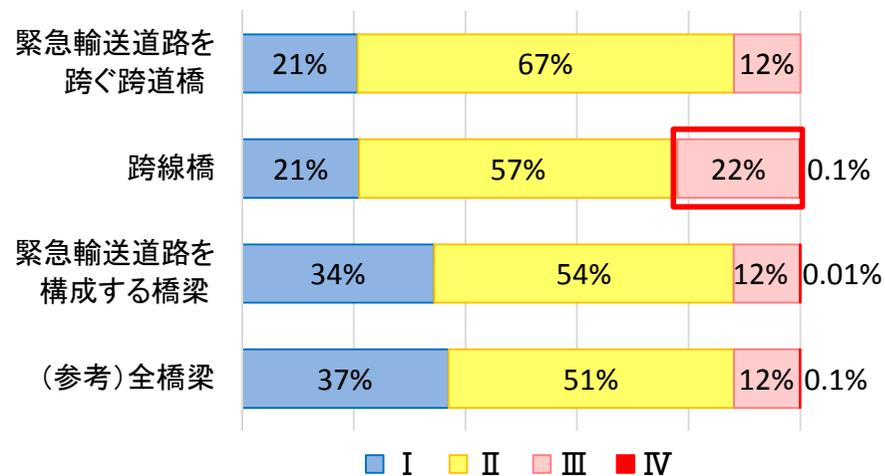
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果(H26・27累積)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を发出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を发出(平成28年10月28日)

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				跨道橋 連絡会議	(仮称) 道路鉄道 連絡会議
直轄						【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】
公社						<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
都道府県 市区町村							<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;">  </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  </div>
道路 法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	(仮称) 道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所		_____	_____	

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

福井県道路鉄道連絡会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「福井県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、福井県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事 業）

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- （1）跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- （2）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
- （3）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- （4）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。）

（構 成）

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局福井河川国道事務所長、副会長は中部運輸局鉄道部技術課長、福井県土木部道路保全課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

（事務局）

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局福井河川国道事務所道路管理課、

中部運輸局鉄道部技術課、福井県土木部道路建設課、道路保全課及び中日本高速道路株式会社金沢支社保全・サービス事業部企画統括チームにおいて処理する。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年2月 日から施行する。

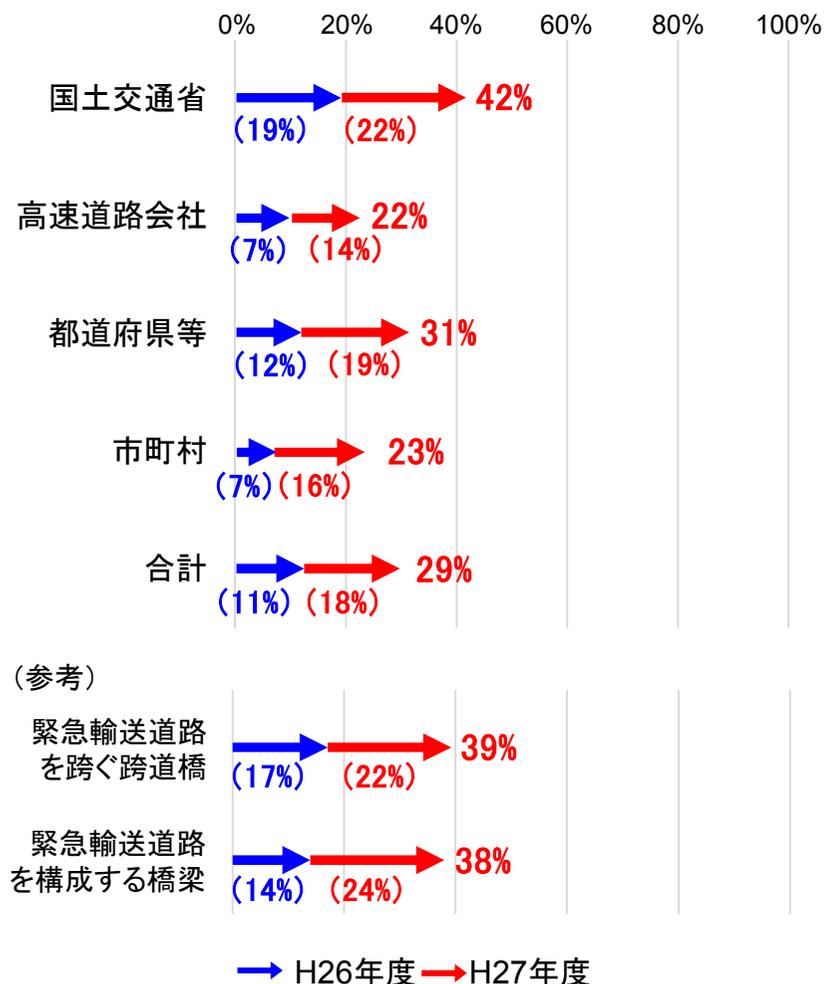
福井県道路鉄道連絡会議 名簿（案）

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長
副会長	国土交通省 中部運輸局 鉄道部	技術課長
	福井県 土木部	道路建設課長
副会長	福井県 土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 保全・サービス事業部	企画統括チームリーダー
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	所 長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全・サービス事業部	保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	小浜市	産業部長
	大野市	産経建設部長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	おおい町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 企画課	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター	所 長
	福井鉄道 鉄道部	鉄道部長
	えちぜん鉄道 技術部	技術部長
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省 中部運輸局 鉄道部 技術課	
	福井県 土木部 道路建設課、道路保全課	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム	

跨線橋の点検結果

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・全国)

点検実施率(H26・27累積)

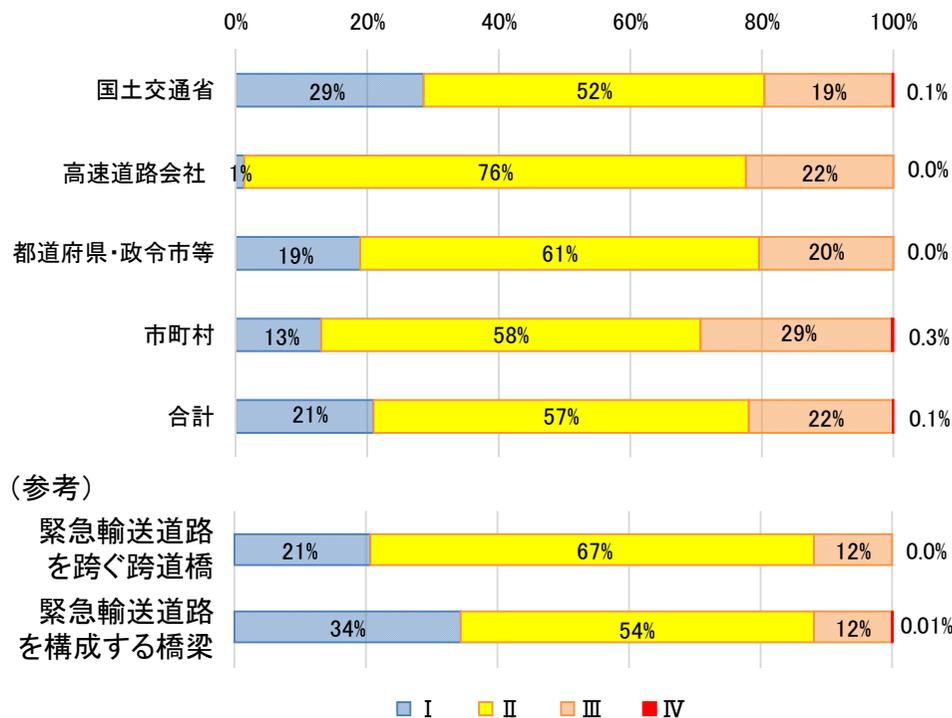


()内は各年度の点検実施率

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

点検結果(H26・27累積)



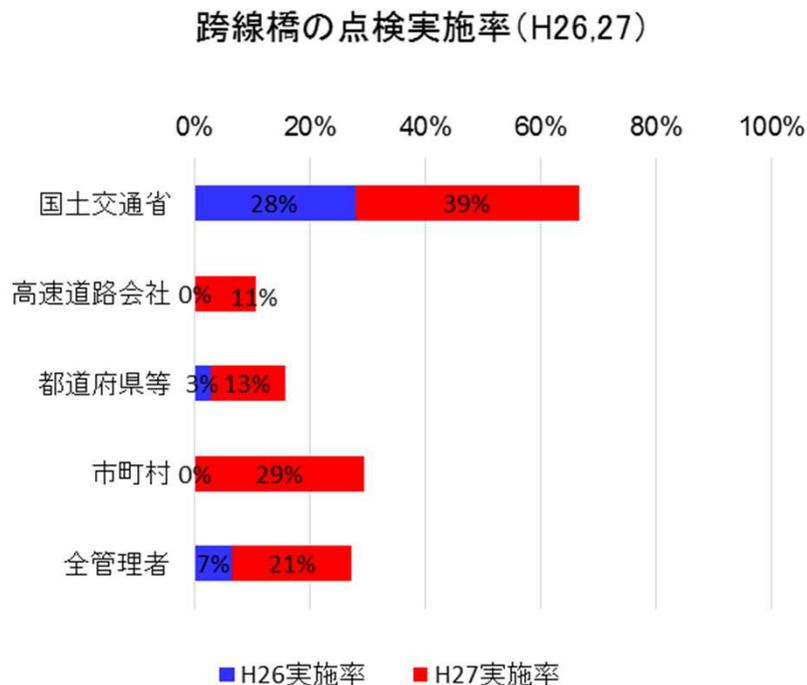
(参考)



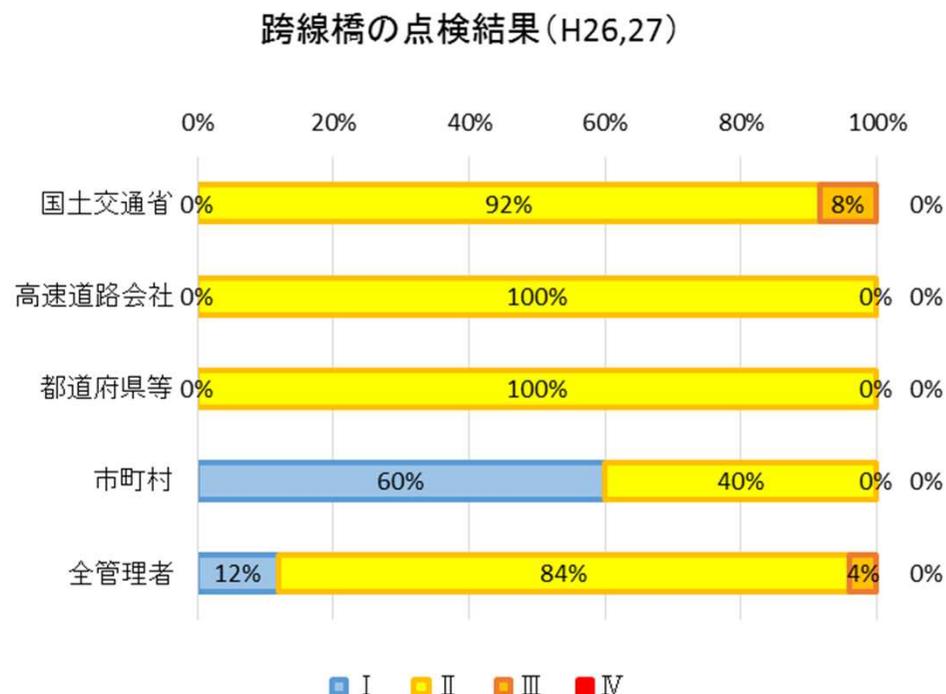
- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・福井県内)

点検実施率(H26・27累積)



点検結果(H26・27累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 1/9

跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※			
						都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
丸山高架橋(下)	マルヤマコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1987	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
丸山高架橋(上)	マルヤマコウカキョウ(ノホリ)	国道8号	1972	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
丸山側道橋(上)	マルヤマソクドウキョウ(ノホリ)	国道8号	1972	100.0	2.6	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
越美北線跨線橋 (下)	エツミホクセンコセンキョウ (クダリ)	国道8号	1973	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
越美北線跨線橋 (上)	エツミホクセンコセンキョウ (ノホリ)	国道8号	1967	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
下荒井高架橋 (下)	シモアライクウカキョウ(クダリ)	国道8号	1990	149.0	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
下荒井高架橋 (上)	シモアライクウカキョウ(ノホリ)	国道8号	1971	169.5	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
鯖江高架橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ (クダリ)	国道8号	1995	343.4	9.1	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	未	未
鯖江高架橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ (ノホリ)	国道8号	1993	343.4	9.5	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	未	未

※記入方法

- ・判定区分: 点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
- ・修繕実施状況: 修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
- ・再判定区分: 修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入

※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 2/9

跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※			
						都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
行松高架橋(下)	ユキマツコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1988	676.5	9.7	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
行松高架橋(上)	ユキマツコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1988	676.5	9.5	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
行松高架橋・下ON	ユキマツコウカキョウ・クダリオン	国道8号	1988	137.2	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
行松高架橋・上OFF	ユキマツコウカキョウ・ノボリオフ	国道8号	1988	126.7	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
泉跨線橋	イズミコセンキョウ	国道8号	1956	28.4	8.2	国土交通省	福井県	敦賀市	JR貨物	Ⅲ	未	未
鳩原跨線橋	ハトハラコセンキョウ	国道8号	1952	14.8	6.7	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
河原高架橋(下)	カワハラコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1977	260.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
河原高架橋(上)	カワハラコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1989	257.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
城山跨線橋	シロヤマコセンキョウ	国道27号	2007	37.0	19.0	国土交通省	福井県	美浜町	JR西日本	未	未	未
木の芽川橋	キノマヅカハシ	北陸自動車道	1977	277	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
木の芽川橋	キノマヅカハシ	北陸自動車道	1977	289	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
湯尾第2橋	ユノオダイニキョウ	北陸自動車道	1977	23	7.4	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 3/9

跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※			
						都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
日野川橋	ヒノガワバシ	北陸 自動車道	1977	300	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	未	未	未
日野川橋	ヒノガワバシ	北陸 自動車道	1977	308	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	未	未	未
天王第1高架橋	テンノウダイコウカキョウ	北陸 自動車道	1976	124	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
天王第1高架橋	テンノウダイコウカキョウ	北陸 自動車道	1976	135	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
越前橋	エチゼンバシ	北陸 自動車道	1975	14	10.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	不要	-
越前橋	エチゼンバシ	北陸 自動車道	1975	14	10.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	不要	-
牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	未	未	未
牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	未	未	未
鳥羽川橋	トバカワバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	357	10.3	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
岩屋橋	イワヤバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	52	10.3	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
気山高架橋	キヤマコウカキョウ	舞鶴若狭 自動車道	2014	697	10.3	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
野松西橋	ノマツニシバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	43	12.3	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 4/9

跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
野松東橋	ノマツヒガシハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	34	6.6	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	未	未	未
上ノ谷橋	ウエノタニハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	181	5.4	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	未	未	未
敦賀衣掛大橋	ツルガキヌガケオオハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	560	10.3	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	舞鶴若狭 自動車道	2011	495	10.8	NEXCO 西日本	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
大願寺跨線橋 (下り)	ダイガンジコセンキョウ (カダリ)	国道416号	1976	175.0	8.30	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	県道小浜イ ンター線	2009	293.5	7.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
安光立体交差橋	ヤスミツリツタイコウサ キョウ	主要地方道 芦原丸岡線	1976	247.0	8.0	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	未	未	未
福島立体交差橋	フクシマリツタイコウサ キョウ	主要地方道 丸岡川西線	1976	226.0	9.0	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	未	未	未
鯖波跨線橋	サバナミコセンキョウ	国道305号	1990	180.0	10.3	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	未	未	未
大鶴目跨線橋	オオツルメコセンキョウ	県道今庄停 車場線	1988	155.0	10.3	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	未	未	未
そのべ陸橋	ソノベリツキョウ	主要地方道 坂本高浜線	2001	283.0	8.50	福井県	福井県	高浜町	JR西日本	未	未	未
あじさい大橋	アジサイハシ	主要地方道 上中田烏線	1997	186.5	13.5	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 5/9

跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
松森立体橋	マツモリリツタイキョウ	国道365号	1971	193.4	9.5	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
錦立体橋	ニシキリツタイキョウ	県道小曾原 武生線	1970	224.5	10.0	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
家久高架橋(上り)	イヒサコウキョウ(ノホリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	7.25	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
									福井鉄道	未	未	未
家久高架橋(下り)	イヒサコウキョウ(クダリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	7.25	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
									福井鉄道	未	未	未
北府跨線橋	キタゴコセンキョウ	主要地方道 武生美山線	1962	40.6	11.0	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
大願寺跨線橋 (上り)	ダイガンジゴセンキョウ (ノホリ)	国道416号	1976	175.0	8.3	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
平野高架橋	ヒラノウカキョウ	県道本保平 野線	1994	175.5	9.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
北鯖江跨線橋	キタサバエゴセンキョウ	県道徳光鯖 江線	1984	168.0	9.5	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	未	未	未
後瀬山跨線橋	ノチセヤマコセンキョウ	主要地方道 小浜停車場線	2000	207.5	7.0	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
鳥羽跨線橋	トバコセンキョウ	主要地方道 上中田鳥線	1989	222.8	7.0	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 6/9

跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
上鯖江跨線橋	キタサバエコセンキョウ	県道福井鯖江線	1995	238.3	7.0	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	未	未	未
清水跨線橋	シミズコセンキョウ	国道417号	1960	183.6	7.0	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	未	未	未
縄文の里大橋	ジョウモンノサトオオハン	国道162号	1999	202.0	7.5	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
天筒橋歩道橋	テツツハシホトウキョウ	国道476号	1994	157.5	3.5	福井県	福井県	敦賀市	JR貨物	未	未	未
本所川跨線橋	ホンジョウカワコセンキョウ	主要地方道 小浜綾部線	2000	37.5	9.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
若狭鳥羽高架橋	ワカサバトウカキョウ	主要地方道 上中田烏線	2013	207.55	8.0	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
神明橋	シンメイハシ	国道417号	1981	11.8	11.0	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	未	未	未
東藤島高架橋 (西側)	ヒガシフジシマコウカ キョウ(ニシガワ)	国道416号	1983	230.0	19.25	福井県	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	未	未	未
高木跨線橋	タカキコセンキョウ	主要地方道 福井丸岡線	1960	31.0	9.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
高木跨線橋側道 橋(上り)	タカキコセンキョウソク ドウキョウ(ノボリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
高木跨線橋側道 橋(下り)	タカキコセンキョウソク ドウキョウ(クタリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
丸山陸橋	マルヤマリツキョウ	主要地方道 小浜綾部線	1981	40.0	8.0	福井県	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 7/9

跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
大町跨線橋	オオマチコセンキョウ	県道三尾野別所線	1974	180.0	15.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
富田跨線橋	トミタコセンキョウ	県道五条方松原出勝山線	2006	162.0	10.25	福井県	福井県	大野市	JR西日本	未	未	未
松岡観音跨線橋	マツオカカンノコセンキョウ	県道舟橋松岡線	2007	158.0	9.7	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	未	未	未
計石跨線橋	ハカリイシコセンキョウ	国道158号	1995	87.0	11.0	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
天筒橋	テツツバシ	国道476号	1994	400.2	11.5	福井県	福井県	敦賀市	JR貨物	Ⅱ	不要	-
上志比跨線橋	カミヒシコセンキョウ	県道上志比インター線	2008	200.0	8.3	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	未	未	未
式の畝跨線橋	ニノセコセンキョウ	国道158号	2011	54.5	7.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
宿布大橋	シュクヌノオオハン	国道158号	1987	195.5	12.0	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
宿布橋	シュクヌノハシ	国道158号	1937	9.9	7.2	福井県	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
開発跨線橋	カイホツコセンキョウ	市道環状西線	1988	148.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
花堂跨線橋	ハナドウコセンキョウ	市道花堂線	2001	191.0	12.8	福井市	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
石盛跨線橋	イシモリコセンキョウ	市道川西国道線	1981	147.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 8/9

跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※			
						都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
小和清水跨線橋	コワシヨウスコセンキョウ	市道小和清水瀬ヶ口線	不明	7.3	6.5	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	-
西縄手下高架橋	ニシナワテコウカキョウ	市道太興寺国分線	2007	24.0	8.0	小浜市	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要	-
無名橋284	ムメイハン284	市道 西勝原国道線	不明	7.6	3.5	大野市	福井県	大野市	JR西日本	未	未	未
無名橋285	ムメイハン285	市道 西勝原国道線	不明	7.65	3.0	大野市	福井県	大野市	JR西日本	未	未	未
西山跨線橋	ニシヤマコセンキョウ	市道 西山長泉寺線	1995	80.0	8.1	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	II	不要	-
踏雲橋	フミクモハン	市道 西山長泉寺線	1995	10.3	5.0	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	I	不要	-
高塚跨線橋	タカツカコセンキョウ	市道 1-9滝・高塚線	1986	120.0	7.7	あわら市	福井県	あわら市	JR西日本	未	未	未
JR武生駅東西連絡橋	ジェイアールタケフエクトウザインラクキョウ	市道1302	1988	24.0	3.4	越前市	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
紅葉田陸橋	モミジダリクキョウ	市道1276	1971	20.0	2.7	越前市	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
五本跨線橋	ゴホンコセンキョウ	市道坂井中央線	1980	221.0	7.5	坂井市	福井県	坂井市	JR西日本	未	未	未
エッセル橋	エッセルハン	市道三国200号線	1992	33.0	5.3	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん鉄道	未	未	未
眼鏡橋	メガネハン	市道三国55号線	1913	14.1	4.9	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん鉄道	II	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 9/9

跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・修繕※			
						都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
潤臨の橋	マリンノハシ	町道本郷尾内線	1997	28.9	7.0	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	未	未	未
丸山歩道橋	マルヤマホトウキョウ	町道丸山線	2000	19.7	2.4	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	未	未	未

※記入方法

- ・判定区分: 点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
 - ・修繕実施状況: 修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
 - ・再判定区分: 修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入
- ※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

熊本地震を踏まえた耐震対策の推進

2. 道路構造物の被災・応急復旧

H28.6.23 基本政策部会資料

課題

- 緊急輸送道路の橋梁及び緊急輸送道路を跨ぐ橋梁に被害が生じ、早期復旧できない事例がみられた。
- 水平方向の抵抗力を受け持たないロッキング橋脚を有する特殊な橋梁が落橋した。
- 集水地形等の盛土の崩壊や切土法面の崩壊、道路区域外からの落石や岩盤崩落が発生した。



今後の対応についての論点

- 緊急輸送道路の橋梁及び緊急輸送道路を跨ぐ橋梁について、耐震補強等を加速化すべきではないか。
- ロッキング橋脚を有する他の橋梁について、適切な耐震補強または撤去を実施すべきではないか。
- 緊急輸送道路において、集水地形上の盛土等に対し、点検を実施して必要な対策を講じるべきではないか
- 道路区域外からの落石等に対し、制度見直しを含めた検討が必要ではないか

緊急輸送道路の橋梁等の被害



写真-5 九州自動車道
(木山川橋)



写真-6 熊本高森線
(桑鶴大橋)



写真-7 九州自動車道を
跨ぐ跨道橋 (神園橋)

特殊な構造を有する橋梁の被害



写真-8 ロッキング橋脚を有する
橋梁の落橋 (府領第一橋)

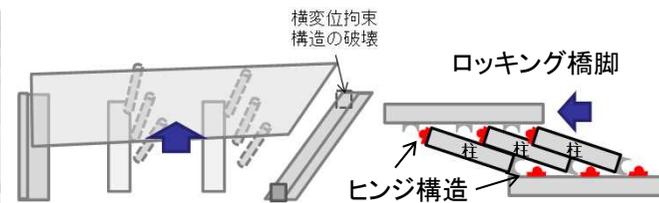


図-6 想定される落橋
メカニズム (平面上部より)

図-7 想定される落橋メカニ
ズム (橋軸直角方向より)

盛土崩壊



写真-9 国道443号 (益城町)



写真-10 九州自動車道 (益城町)

- 熊本県内の高速道路を跨ぐ跨道橋において、4橋が被災し、このうち1橋が落橋した。
- 落橋した橋は、上下端がヒンジ構造の複数の柱で構成され、単独では自立せず、水平方向の上部構造慣性力を支持することができない特殊な橋脚(ロッキング橋脚)を有する橋であった。
- 同橋は、耐震設計基準に準拠して橋台部に横変位拘束構造が追加設置されていたが、大きな地震力により横変位拘束構造が破壊され、上部構造の水平変位を制限することができなくなり、さらに、上部構造の水平変位に伴い、中間支点の鉛直支持を失い落橋に至ったと考えられる。
- 同様の構造は大地震時に落橋に至る可能性があるため、適切な補強又は撤去を行うことが必要。



写真-1 府領第一橋 (落橋前)



写真-2 横変位拘束構造の破壊、落橋 (県道小川嘉島線・府領第一橋)

表-1 被災した跨道橋

橋梁名	管理者	跨道橋下路線名	主な被害の状況
ふりょう 府領第一橋	熊本県	九州自動車道	落橋(ロッキング橋脚)
ひとつばし 一ツ橋側道橋	熊本県	九州自動車道	鋼桁のずれ(支承損傷、段差発生)
こうぞの 神園橋	熊本市	九州自動車道	橋脚傾斜(ロッキング橋脚)
ひむき 日向二号歩道橋	熊本市	九州自動車道	橋脚損傷

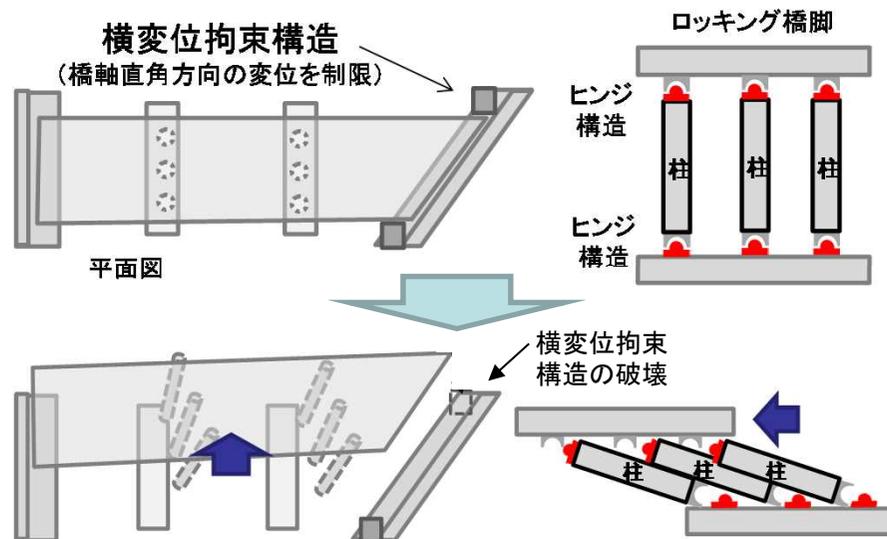


図-1 府領第一橋の想定落橋メカニズム

- ・上下端にピボット支承が取り付けられた橋脚(両端ヒンジ構造)
- ・ピボット支承は鉛直力支持機能と回転機能を有する構造(水平力支持機能を有さない)

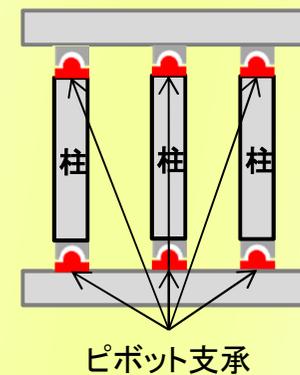


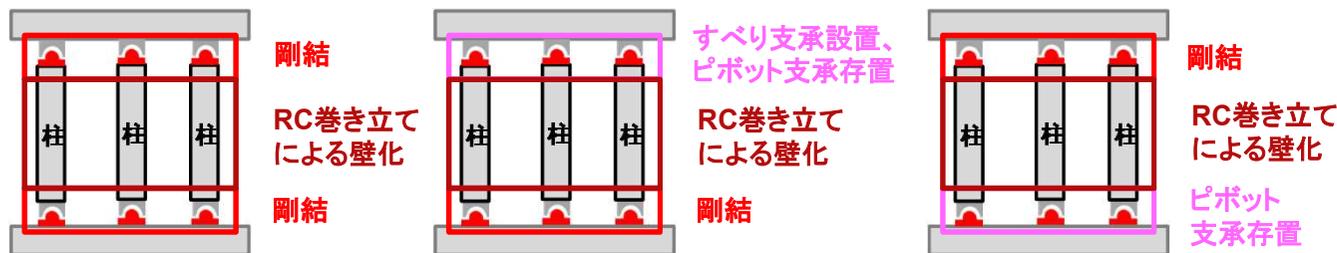
図-2 ロッキング橋脚

- 単独では自立できず、大規模地震による変位が生じると不安定となるロッキング橋脚を有する橋梁では、支承部の破壊により、落橋に至る可能性がある。
- よって、部分的な破壊が落橋につながることを防ぎ、速やかな機能回復を可能とする構造系への転換が必要。
 - ・ ロッキング橋脚に必要な安定性(自立性:水平・鉛直方向に対する抵抗力)の確保
 - ・ 支承破壊による落橋モードを想定した、落橋防止システムの装備

【対策の考え方】

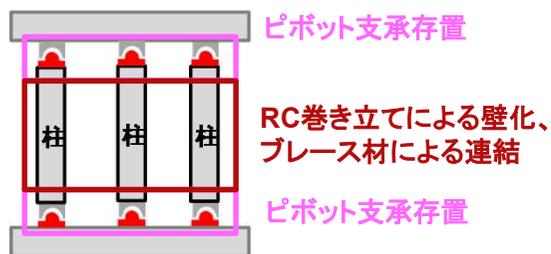
○ロッキング橋脚の安定性を確保するための構造とする

① 単独で自立可能な構造(完全自立構造)を基本とする



ピボット支承には、逸脱防止構造を設置

② 施工上の制約がある場合等には、橋軸方向には単独で自立できないが、橋軸直角方向には自立する構造(半自立構造)とする



ピボット支承には、逸脱防止構造を設置

橋軸方向の抵抗力は別途確保が必要

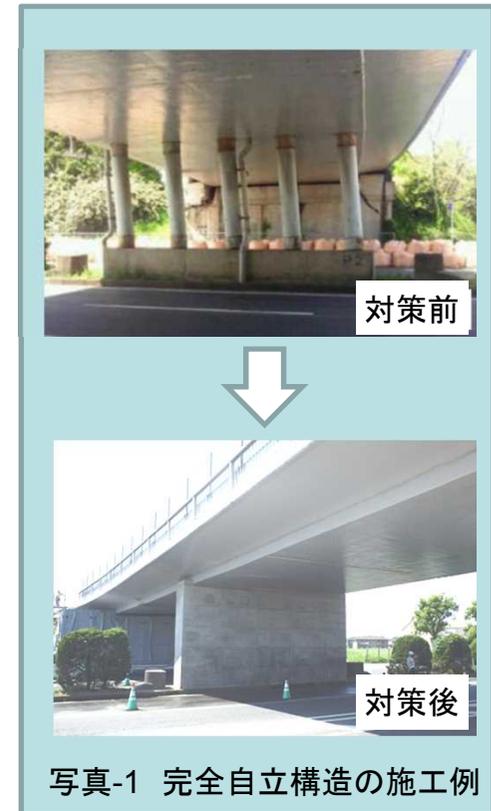


写真-1 完全自立構造の施工例

今後のスケジュール(案)

時期		地方整備局	メンテナンス会議事務局 (国道事務所)	地方公共団体	高速道路会社	鉄道会社
H29年 1月	上旬	確認書内容の調整(福井県道路メンテナンス会議と各鉄道事業者間)				
	中旬					
	下旬					
2月	上旬	福井県道路メンテナンス会議の開催				福井県道路鉄道連絡会議(仮称)の開催
	中旬	福井県道路鉄道連絡会議(仮称)の開催				
	下旬	確認書締結 (決裁等手続き)				
3月	上旬	JR・貨物 ← 福井鉄道・えちぜん鉄道との確認書・協定書の締結 →				
	中旬					
	下旬					
4月	上旬	点検・修繕の実施				
	中旬	点検・修繕の実施				
	下旬	点検・修繕の実施				
5月	上旬	点検・修繕の実施				
	中旬	点検・修繕の実施				
	下旬	点検・修繕の実施				
6月	上旬	点検・修繕の実施				
	中旬	点検・修繕の実施				
	下旬	点検・修繕の実施				